随意契約理由書

件　　名	上ヶ原排水処理施設2号乾燥機分解整備
契約の相手方	株式会社西原環境
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

随意契約の理由

今回、対象となる2号乾燥機は、1973年に(株)西原環境(旧称:(株)西原環境衛生研究所)が脱水、乾燥の一連の処理を行うシステムとし独自に製作し納入したものである。設置から50年以上経過し、各部の磨耗、劣化が著しく、分解整備を行い延命化を図る必要がある。部品の修理、取替、試運転及び調整に至る一連の作業は、装置の設計製作意図を始めとした製作者にしか知り得ない機器の内部の機能構造等を熟知した上記製作者以外では実施不可能である。したがって、本業務の施行に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは上記製造業者以外には無い為、随意契約を依頼するものである。

担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所上ヶ原浄水事務所　　(電話番号0798-52-5678)